



島根県報

平成19年 6 月15日 (金)
第 1,888 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則	(人 事 課)	2
--	---------	---

告 示

消費生活協同組合法の規定に基づく業務停止命令に係る告示 (3 件)	(環境生活総務課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	(")	5
補助金等交付規則第 3 条の規定により食育推進計画推進事業補助金の交付の対象 等を定める告示	(健康推進課)	6
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(森 林 整 備 課)	7
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	7
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課)	7
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	9
宅地建物取扱業法の規定に基づく聴聞の実施	(建 築 住 宅 課)	9

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	10
公共測量の実施 (2 件)	(用 地 対 策 課)	10
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	11

雑 報

平成18年度島根県市町村職員共済組合決算	(市 町 村 課)	11
----------------------	-----------	----

正 誤

平成19年 2 月 9 日付け島根県報第1,852号中	(道 路 維 持 課)	13
平成19年 3 月23日付け島根県報第1,864号中	(")	13

公布された条例等のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第61号)

1 規則の概要

福祉事業の一つである休養に関する事業を廃止することとした。(第15条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第495号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第95条第3項の規定に基づく解散命令書を送達することができないので、当該解散命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分

鹿島町医療生活協同組合に対する解散命令

平成19年5月30日付け指令環総第113号

2 処分の相手方の名称及び住所

鹿島町医療生活協同組合

松江市鹿島町佐陀本郷2081番地1

3 解散命令の原因となる事実

消費生活協同組合法第95条第1項の規定に基づき、業務の再開を命じたにもかかわらず、これに従わないため

4 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

島根県告示第496号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第95条第3項の規定に基づく解散命令書を送達することができないので、当該解散命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分

都賀地方消費生活協同組合に対する解散命令

平成19年 5 月30日付け指令環総第113号

2 処分の相手方の名称及び住所

都賀地方消費生活協同組合

邑智郡美郷町都賀本郷293番地

3 解散命令の原因となる事実

消費生活協同組合法第95条第 1 項の規定に基づき、業務の再開を命じたにもかかわらず、これに従わないため

4 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

島根県告示第497号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第95条第 3 項の規定に基づく解散命令書を送達することができないので、当該解散命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分

浜田地区勤労者生活協同組合に対する解散命令

平成19年 5 月30日付け指令環総第113号

2 処分の相手方の名称及び住所

浜田地区勤労者生活協同組合

浜田市朝日町76番地 5

3 解散命令の原因となる事実

消費生活協同組合法第95条第 1 項の規定に基づき、業務の再開を命じたにもかかわらず、これに従わないため

4 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

島根県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 楽生	江津市都野津町2393 - 4	訪問介護	ケアパートナー楽生	江津市都野津町2393 - 4	平成19年 4月21日
株式会社 楽生	江津市都野津町2393 - 4	介護予防訪問 介護	ケアパートナー楽生	江津市都野津町2393 - 4	平成19年 4月21日
野坂 啓介	安来市安来町1637	居宅療養管理 指導	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
野坂 啓介	安来市安来町1637	介護予防居宅 療養管理指導	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
野坂 啓介	安来市安来町1637	訪問看護	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
野坂 啓介	安来市安来町1637	介護予防訪問 看護	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
野坂 啓介	安来市安来町1637	訪問リハビリ テーション	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
野坂 啓介	安来市安来町1637	介護予防訪問 リハビリテー ション	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月26日
株式会社 ウェルネ ス湖北	松江市富士見町3番 地13	福祉用具貸与	株式会社ウェルネ ス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番 1	平成19年 5月7日
株式会社 ウェルネ ス湖北	松江市富士見町3番 地13	介護予防福祉 用具貸与	株式会社ウェルネ ス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番 1	平成19年 5月7日
株式会社 ウェルネ ス湖北	松江市富士見町3番 地13	特定福祉用具 販売	株式会社ウェルネ ス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番 1	平成19年 5月7日
株式会社 ウェルネ ス湖北	松江市富士見町3番 地13	特定介護予防 福祉用具販売	株式会社ウェルネ ス湖北 介護センター 松江	松江市黒田町454番 1	平成19年 5月7日
合同会社 志穩	浜田市下府町899 - 1	小規模多機能 型居宅介護	集いの家 木もれ陽	江津市嘉久志町イ 1678	平成19年 5月16日
合同会社 志穩	浜田市下府町899 - 1	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	集いの家 木もれ陽	江津市嘉久志町イ 1678	平成19年 5月21日
医療法人 佐藤内科 医院	松江市天神町15	居宅療養管理 指導	佐藤内科医院	松江市天神町15	平成19年 2月1日
医療法人 佐藤内科 医院	松江市天神町15	介護予防居宅 療養管理指導	佐藤内科医院	松江市天神町15	平成19年 2月1日

島根県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
野坂 研介	安来市安来町1637	居宅療養管理指導	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
野坂 研介	安来市安来町1637	訪問看護	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
野坂 研介	安来市安来町1637	訪問リハビリテーション	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
野坂 研介	安来市安来町1637	介護予防居宅療養管理指導	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
野坂 研介	安来市安来町1637	介護予防訪問看護	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
野坂 研介	安来市安来町1637	介護予防訪問リハビリテーション	野坂医院	安来市安来町1637	平成19年 3月25日
佐藤 充男	松江市天神町15	居宅療養管理指導	佐藤内科医院	松江市天神町15	平成19年 1月31日
佐藤 充男	松江市天神町15	介護予防居宅療養管理指導	佐藤内科医院	松江市天神町15	平成19年 1月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 鹿島介護センター	松江市鹿島町佐陀本郷640番地 1	平成19年 4月30日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 鹿島介護センター	松江市鹿島町佐陀本郷640番地 1	平成19年 4月30日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 鹿島介護センター	松江市鹿島町佐陀本郷640番地 1	平成19年 4月30日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 千鳥介護センター	松江市千鳥町71番地	平成19年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 千鳥介護センター	松江市千鳥町71番地	平成19年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 幸町介護センター	松江市幸町1571番地	平成19年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 幸町介護センター	松江市幸町1571番地	平成19年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 幸町介護センター	松江市幸町1571番地	平成19年 3月31日

島根県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町 70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会	社会福祉法人松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町 71番地	松江市鹿島町佐陀本郷640番地1	平成19年 5月1日
		訪問介護	千鳥介護センター	松江社協介護センター			
		介護予防訪問介護					

島根県告示第501号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、食育推進計画推進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので、告示する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

食育推進計画推進事業補助金

2 交付の目的

島根県食育推進計画による食育の推進に向けて市町村、食育推進ボランティア団体等が行う食育推進活動の自主的な取組を支援し、もって地域における食育推進の気運の醸成及び地域全体における食育運動の展開を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業又は事業の内容

県内の市町村又は食育活動を実施する団体で、知事が認めるものが実施する島根県食育推進計画及び市町村食育推進計画（県内の複数の市町村において活動する団体が実施する場合にあっては、島根県食育推進計画）に基づく食育を推進する事業で、地域における食育推進の気運の醸成及び地域全体における食育運動の展開に資するもののうち、次に掲げるものとする。ただし、県から他の補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としない。

- (1) 食生活改善のための食育の推進に関する事業で、地域の健康の実態等を踏まえ、地域住民の食生活改善に向けて「食事バランスガイド」等の普及若しくは活用の促進を図り、又は食生活改善の啓発活動が地域で広く展開されるよう、食育を推進するボランティア団体等が行う食育活動の充実若しくは強化を図るもの
- (2) 体験活動を通じた食育の推進に関する事業で、農林漁業体験、調理実習等の体験活動を実施し、もって健全な食生活の実践及び感謝の心の育成を図るもの
- (3) 食文化の伝承に関する事業で、地域に伝わる伝統食又は郷土食を次世代に伝え、もって地域の食に対する理解を深めるもの
- (4) 食に関する知識の普及啓発に関する事業で、食育推進に関する媒体等を通じ、地域住民への食に関する知識の普及啓発を図るもの

4 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費又は光熱水費をいう。）、役務費又は使用料に相当するもの	交付の対象である経費の2分の1以内	1団体につき500千円以内

ただし、補助対象事業に要する経費の下限額は300千円とする。

島根県告示第502号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年 3月31日農林省告示第483号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第503号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年 6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成14年 1月 8日農林水産省告示第 8号（一及び三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第504号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年 6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第505号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年6月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ斐川店 島根県簸川郡斐川町大字黒目534番地外5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史 広島県福山市春日町六丁目5番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史 広島県福山市春日町六丁目5番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年2月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,325.39平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 296台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 70台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 289.02平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 54.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所(県道斐川出雲大社線側)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後4時

2 届出年月日

平成19年6月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

斐川町商工観光課(島根県簸川郡斐川町大字莊原2172)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第506号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成16年度～18年度	28枚	1冊	折居 6	平成19年 5 月30日
出雲市	平成17年度～18年度	59枚	2冊	神西	平成19年 5 月30日
浜田市	平成18年度	12枚	1冊	岡見 2 - 2	平成19年 5 月30日
出雲市	平成17年度～19年度	37枚	1冊	上津	平成19年 5 月30日

島根県告示第507号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項の規定及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 聴聞の日時
平成19年 6 月22日 午前10時
- 2 聴聞の場所
島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第2会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号 有限会社朝日住宅
 - (2) 代表者氏名 目次 實
 - (3) 主たる事務所の所在地 松江市堅町21
 - (4) 免許証番号 島根県知事（3）第930号
 - (5) 免許年月日 平成19年 3 月24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふれんど

3 代表者の氏名

青山 友行

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市木次町新市3番地

5 従たる事務所の所在地

島根県雲南市大東町大東1038番地

島根県雲南市掛合町掛合821番地

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年6月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（2級水準測量）

2 作業期間

平成19年6月4日から平成19年12月27日まで

3 作業地域

島根県邑智郡邑南町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について大田市長 竹腰創一から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（撮影等）
- 2 作業期間
平成19年 6 月 4 日から平成20年 3 月28日まで
- 3 作業地域
大田市全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
平田都市計画ごみ焼却場
- 2 都市計画の変更の内容
都市計画ごみ焼却場の廃止
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第 3 項の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年 6 月15日

島根県市町村職員共済組合理事長 島 田 二 郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金 支 払
収	負 担 金	2,523,141	9,719,794	95,086	212,627				
	掛 金	2,615,009	4,925,884		212,627				
	施設収入・ 商品売上					448,818			
	基礎年金 交 付 金		1,104,132						
	利 息 及 配 当 金	2,291	1,025,865	621	1,206	49	454,512	232,861	4,099

入	その他の収入	261,724	12,813	5	13,550	350		14,225	51,082	580,126
	他 経 理 か ら 繰 入			41,356		45,000				
	前 年 度 支 払 準 備 金	488,154								
	前年度繰越長期給付積立金		38,500,811							
	計	5,890,319	55,289,299	137,068	440,010	494,217	454,512	247,086	55,181	580,126
支 出	給 付	3,029,501	15,220,075							
	役 職 員 給 与			82,180	18,054	189,170	30,050	9,784	20,559	
	旅 費 ・ 事 務 費			8,089	4,598	1,441	9,780	2,897	4,582	
	商 品 仕 入					45,355				
	飲 食 材 料 費					98,051				
	委 託 費			3,102	2,344	25,320	4,671	446	1,500	
	支 払 利 息					196	191,985	202,796	463	
	連 合 会 払 込 金	266,633		11,766	114			22,250		
	老 人 保 健 拠 出 金	1,057,516								
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1,003,439								
	介 護 納 付 金	392,207								
	基 礎 年 金 拠 出 金 負 担 金		3,704,142							
	他 経 理 へ 繰 入	15,890	25,466		45,000					
	その他の支出	15,474		22,776	154,385	125,801	16,528	11,008	14,825	580,126
	次 年 度 支 払 準 備 金	472,437								
次年度繰越長期給付積立金		36,339,616								
計	6,253,097	55,289,299	127,913	224,495	485,334	253,014	249,181	41,929	580,126	
差引当期利益金又は 当期損失金()	362,778	0	9,155	215,515	8,883	201,498	2,095	13,252	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基 礎 年 金 支 払
資 流 動 資 産	1,121,366	2,218,929	116,795	1,384,874	97,350	4,724,287	28,685	340,065	
産 固 定 資 産		34,120,687	1,199	387	745,230	21,334,418	9,777,768	185	

資 産 合 計	1,121,366	36,339,616	117,994	1,385,261	842,580	26,058,705	9,806,453	340,250	0
負 債	流 動 負 債	235,246		1,131	10,300	29,394	24,065,961	650	104,155
	固 定 負 債	472,437		28,657	51,450	450,376	38,859	9,710,210	49,002
	負 債 合 計	707,683	0	29,788	61,750	479,770	24,104,820	9,710,860	153,157
資 本	資 本 剰 余 金			500		269,277			
	積 立 金		36,339,616						
	利 益 剰 余 金	413,683		87,706	1,323,511	93,533	1,953,885	95,593	187,093
	資 本 合 計	413,683	36,339,616	88,206	1,323,511	362,810	1,953,885	95,593	187,093
負債・資本合計	1,121,366	36,339,616	117,994	1,385,261	842,580	26,058,705	9,806,453	340,250	0

正

誤

平成19年2月9日付け島根県報第1,852号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
5	島根県告示第117号 の表中	561.00	609.20
		561.00	609.20
6	島根県告示第118号 の表中	561.00	609.20

平成19年3月23日付け島根県報第1,864号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
10	島根県告示第235号 の表中	1,015.00	1,134.30
		960.00	960.00
		1,015.00	1,134.30
		960.00	960.00
		1,015.00	1,134.30

